

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月14日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第51号

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																	
(本庁の参事等) 第67条 第60条から前条までに規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。	(本庁の参事等) 第67条 第60条から前条までに規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。																																	
<table border="1"><thead><tr><th>職</th><th>機関</th><th>職務</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>組合検査官</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>検査技監</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></tbody></table>	職	機関	職務	(略)			組合検査官	(略)		検査技監	(略)		(略)			<table border="1"><thead><tr><th>職</th><th>機関</th><th>職務</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>組合検査官</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td><u>水産・海洋</u> 統括官</td><td><u>経済産業部</u> <u>水産・海洋</u> <u>局</u></td><td><u>局の所掌事</u> <u>務を統括整</u> <u>理する。</u></td></tr><tr><td>検査技監</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></tbody></table>	職	機関	職務	(略)			組合検査官	(略)		<u>水産・海洋</u> 統括官	<u>経済産業部</u> <u>水産・海洋</u> <u>局</u>	<u>局の所掌事</u> <u>務を統括整</u> <u>理する。</u>	検査技監	(略)		(略)		
職	機関	職務																																
(略)																																		
組合検査官	(略)																																	
検査技監	(略)																																	
(略)																																		
職	機関	職務																																
(略)																																		
組合検査官	(略)																																	
<u>水産・海洋</u> 統括官	<u>経済産業部</u> <u>水産・海洋</u> <u>局</u>	<u>局の所掌事</u> <u>務を統括整</u> <u>理する。</u>																																
検査技監	(略)																																	
(略)																																		
2～8 (略)	2～8 (略)																																	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年7月18日から施行する。